

## 公共交通(バス・旅客船等)にああなたの声をアンケートにご協力ください

今年5月に設立した「笠岡市地域公共交通活性化協議会」では、公共交通のあるべき姿を検討し、将来にわたって持続可能な公共交通体系を構築するため、今年度中に「笠岡市地域公共交通総合連携計画」を策定する予定です。

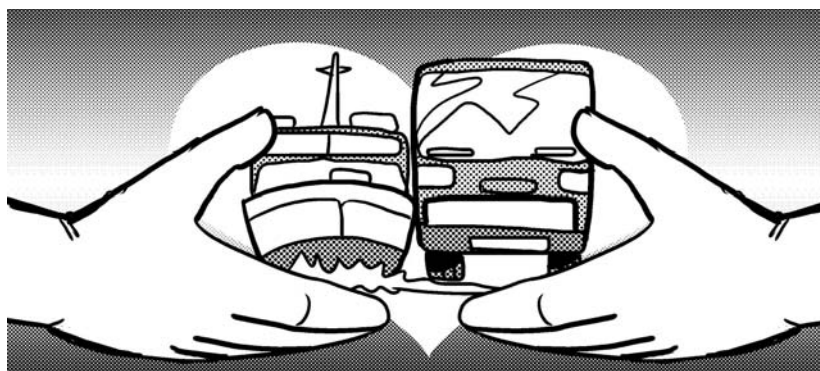
計画の策定に当たり、バスを始めとする陸上交通と旅客船・フェリーなどの海上交通のそれぞれについて、公共交通の利用実態や改善要望などを把握するため、以下の調査を9月から10月の間に予定しています。

◎15歳以上の市民5千人を対象とした「市民アンケート調査」

◎公共交通利用者や市内の主要な施設での「インタビュー調査」

◎市内の高等学校や公共交通をよく利用する団体などへの「アンケート等調査」

これらの調査結果をもとに、誰もが利用しやすい便利な公共交通とするための方策など



問合せは

企画政策課

☎082112まで

## 介護保険「福祉用具購入」と「住宅改修」の受領委任払いについて

福祉用具購入費と住宅改修費の介護保険での支給は、利用者が費用の全額を支払った後に市へ申請することで保険給付分(9割)が払い戻される「償還払い」を原則としています(図1)。

これは、利用者が事業者に保険給付分の受領を委任した場合、費用の1割分(介護保険対象外の費用については全額)を支払い、残りの9割分を市が事業者に直接支払います(図2)。

※福祉用具は、県の指定を受けた特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売事業者からの購入が対象となります。※住宅改修は、施工する前に

図1 償還払い

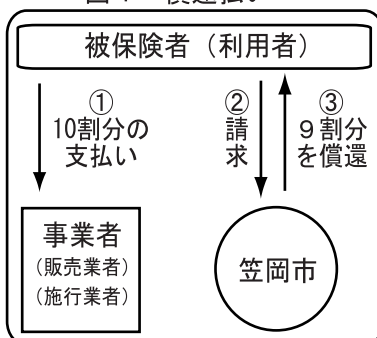
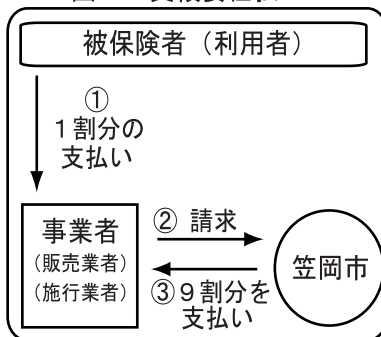


図2 受領委任払い



問合せ  
介護保険課  
☎082139  
または、  
担当のケアマネジャーまで

3 販売(施行)事業者の同意が得られている人

### 利用出来る対象者

本市の要介護(要支援)認定を受けていて、次のすべてに該当する人

1 介護保険料を滞納していない人

2 受領委任払いによらなければ、福祉用具購入及び住宅改修の自己負担が困難な人(市民税非課税世帯の人)

事前申請が必要です。

売りたい

買いたい

貸したい

借りたい

不動産のご相談は

建設業許可(19)第2430号

宅地建物取引業免許(11)第1471号

山陽住宅株式会社

五番町5-50(税務署となり) TEL63-3663

http://www.sanyo-j.co.jp/ E-mail info@sanyo-j.co.jp

水道

下水

浄化槽

リフォーム



水廻り工事のご相談は

笠岡市指定給水装置工事事業者

笠岡市指定排水設備工事店

新興設備株式会社

美の浜29-21 TEL67-1366

夜間の修理は 090-3177-1366まで

